



みやこ町 第14号

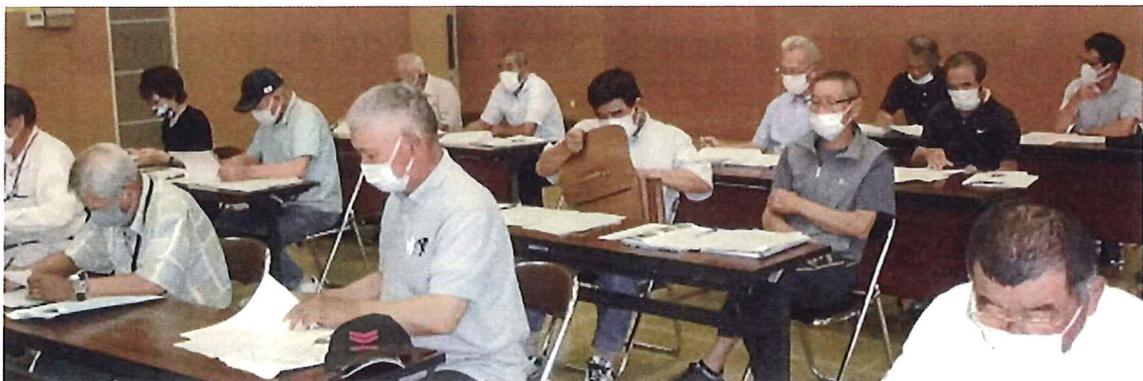
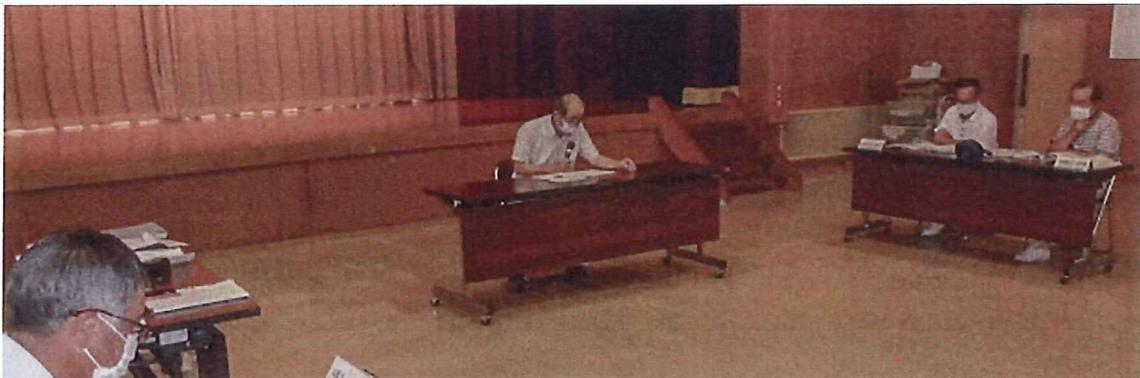


# 農業委員会だより

■発行/みやこ町農業委員会 ■住所/みやこ町勝山上田 960 ■電話/0930-32-2512  
(内線 260・261)

## 遊休農地解消活動発表会を実施しました

令和2年8月7日犀川中央公民館にて、犀川、勝山、豊津地区の農地利用最適化推進委員（各3名）から農地パトロールの成果発表があり、情報の共有を図りました。



### もくじ

農地の適正な管理、農地の違反転用について	.....	P2
農地とは、農地の売買・貸借	.....	P3
農業者年金について	.....	P4

# 農地の適正な管理（遊休地をなくそう）

農地法では、農地の所有者等の責務として雑草等が繁茂しないよう、農地の適正な管理を行うことが定められています。

農地は一度荒れてしまうと元の耕作できる状態に戻すまでに大変な手間と労力がかかるばかりではなく、病虫害の発生や不法投棄の原因になるなど、周辺の農業環境の悪化につながります。耕作放棄



地となり管理されなくなると、農地が持つさまざまな機能が失われ、災害時の危険性が高まるとともに、シカやイノシシなどの野生動物のエサ場となり、野生動物の行動圏となってしまう周囲の農作物被害も起こります。

管理が行えておらず、雑草等が繁茂している農地を所有している方は、隣接農地に影響を及ぼす前に定期的に雑草を刈るなど、農地の適正な管理に努めましょう。

## 農地の違反転用について

農地（田や畑など）を宅地や資材置場、駐車場などへ農地以外の用途にする場合は、農地法で定められた農地転用の手続きが事前に必要です。

農地法の手続きをとらずに農地を転用したり、農地転用の許可を受けているが目的どおりに転用していないものは違反転用となり、罰則の適用や原状回復の命令を受けることがありますので、十分にご注意ください。



農業は人間の生存に関わる食料の生産を行う重要な意義を有しています。

そのために農地法等では、農地を資産保有や投機目的での農地取得を規制し農地を取得できるのは、自ら耕作すると認められる者としています。

今回は「**農地とは**」と、「**農地の売買・貸借**」についてお知らせします。

## 農地とは

**Q 1** 農地とはどのような土地ですか。

**A 1** 農地法では、耕作の目的に供される土地で、耕作とは耕起やかんがい、除草等を行い、作物が栽培されている土地のことです。田畑はもちろん、果樹園、牧草採取地、苗圃、はす池等も含まれます。

**Q 2** 登記地目が山林や雑種地でも耕作していれば農地法の規制があるの。

**A 2** 農地法では、現に耕作の目的に供されている土地とされていることから耕作の用に供されているかどうかの現況で判断します。  
現況が耕作の目的に供されていれば、農地法上の規制があります。

## 農地の売買・貸借

**Q 3** 農業に興味があり、農地を買って野菜を作りたいのですが。

**A 3** 耕作目的で農地を購入する場合は、農地法第3条により農業委員会の許可を受ける必要があります。  
その場合、農地を効率的に利用し、農業に一定割合（概ね年間150日以上）従事し、権利取得後の農地面積が合わせて50アール以上（※農地法第3条に定める、みやこ町の下限面積）となる必要があります。

**Q 4** 農地の取得には、なぜ、農業への従事や面積などの条件があるの。

**A 4** 自ら全ての農地を効率的に利用して耕作をせず、耕作放棄や他人に転売したり、貸し付けたりするために権利を取得しようとするのを防止するためです。

**Q 5** 相続で農地を取得したが、農機具もなく耕作ができないがどうすればいいの。

**A 5** 耕作できない場合は、耕作できる人に貸すのか農地を売るなどする必要があります。農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。  
相続で取得する場合は、登記手続きが終了してから農業委員会へ届出をしてください。

**Q 6** 農地を貸したいけど、どうすればいいの。

**A 6** 農地を売買又は貸借する場合には、農業委員会の許可を受ける方法（農地法）と、市町村が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法）があります。

## ※農地法と農業経営基盤強化促進法の違い

### 農地法

農業委員会の許可を受け、農地の賃貸借を行う場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則賃貸借は解約されません。（農地法の法定更新）

### 農業経営基盤強化促進法

市町村が定める農用地利用集積計画により設定された賃借権については、農地法の法定更新の規定を適用しないことによりしておりますので、賃貸借の期間が満了すれば貸し手は賃貸していた農地を自動的に返還してもらえます。なお、農地の貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、市町村が再度、農用地利用集積計画を作成・公告することにより再設定することができます。

## 農業者年金にはメリットがいっぱい！

①～③の加入要件を満たせばどなたでも加入できます。

① 国民年金第1号被保険者    ② 年間60日以上農業従事者    ③ 60歳未満の方

- 一定要件を満たす方には保険料の国庫補助があります
- 社会保険料控除など税制面の優遇があります
- 積立方式（確定拠出型）で少子高齢化時代でも安心
- 保険料は自分で選べ、いつでも変更ができます  
（通常加入は月額2万円から6万7千円まで）
- 80歳前に亡くなった場合は死亡一時金が遺族へ支払われます

※詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。  
☎ 0930 - 32 - 2512（内線：260・261）